

答 申 書

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

うきは市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和3年4月28日付け「3う教総第36号」及び「3う教総第37号」で行った情報部分公開決定（以下「本件処分」という。）において非開示とした部分のうち、別紙記載の部分について、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 令和3年4月16日、審査請求人は、実施機関に対し、うきは市情報公開条例（平成17年条例第8号、以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の2件の情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）を行った。

件名①	「令和3年2月4日及び3月2日に開催された市教育委員会の議事録の中で、協議事項「請願書の内容審議について」の部分の全面開示（情報公開）。」
件名②	「令和3年3月23日に開催された市教育委員会の議事録、その会議に提出された文書・資料及びメモの一切。」

- 2 令和3年4月28日、実施機関は、本件情報公開請求に対し、次の2件の情報部分公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

件名①に対する処分	情報部分公開決定（3う教総第36号）
件名②に対する処分	情報部分公開決定（3う教総第37号）

- 3 令和3年5月24日、審査請求人は、条例第17条第1項の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

- (1) 請求人が、令和3年4月16日付で、令和3年2月4日及び同年3月2日に開催された市教育委員会の議事録にある協議事項「請願書の内容審議について」の部分の全面公開（情報公開）を請求したが、部分公開が決定された。部分公開（マスキング処理）ではなくて、その全面的公開を求める。
- (2) 請求人が、令和3年4月16日付で、令和3年3月23日に開催された市教育委員会の議事録及びその会議に提出された文書・資料及びメモの一切を情報公開請求したが、その議事録中の協議事項「請願書の内容審議について」は部分公開が決定された。
「請願書の内容審議について」は部分公開（マスキング処理）ではなくて、その全面的公開を求める。

2 本件審査請求の理由

請求人は、令和2年12月25日付で、うきは市教育委員会に対して「請願書」を提出した。その請願書については、令和3年2月4日、同年3月2日、同年3月23日の教育委員会会議において審議された。しかし、その三度にわたる会議での「請願書の内容審議について」の審議のみは、すべて非公開（傍聴できない）で行われたために、請求人はその審議の経過・内容を知ることができず、議事録等の情報公開を請求したものである。

請求人の提出した「請願書」に対して教育委員会として、どのような審議をされたのかを知りたいと思った。しかし部分公開された（その部分に対しての）議事録は大半がマスキング処理（黒塗り）されていて、不明である部分が極めて多いものであった。

従って、「請願書の内容審議について」の議事録の全面的公開を求めるものである。

なお、教育委員会は部分公開（マスキング）の理由として「公正、円滑な人事の確保に著しい支障を生ずるおそれがあるため」と主張している

が、マスキングされたものについてはその理由に当たらないものが大半であると推量する。従って、マスキング部分は必要最小限にとどめ、改めて全面的公開をすべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件処分理由を概ね次のとおり説明している。

教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により原則公開するものであるが、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とこととされている。

本件対象情報は、教育委員会の議決により、会議を公開しないこととされた事件に関するものであり、議事録も原則公開していない部分である。これは、人事に関する事件のため、個人情報の保護並びに教育委員会の会議における率直な意見交換及び意思決定の中立性を確保する観点から行っているものである。

会議が非公開とされた人事に関する事件の議事録が開示され、具体的な審議に係る発言内容及びその発言者の職氏名が公になると、教育委員及び事務局の発言者は外部の利害関係者から自らに対して何らかの働きかけが行われたり、自らの発言の責任が問われたりするなどの事態が発生することを恐れたり、審議の過程における自己の意見表明が利害関係者に影響を与えることを危惧したりして、事後の開示を勘案して発言することとなる。その結果、自由かつ率直な意見交換が制約され、公正で適正な意思決定が妨げられ、将来の同種の審議に著しい支障を及ぼす恐れがあるものである。

このため本件対象情報は、条例第10条第4号に該当すると判断し、不開示とした。

第5 調査審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和3年6月 7日	・ 諮問書の受理 ・ 実施機関から弁明意見書を收受
令和3年6月24日	・ 審査請求人から反論意見書を收受 ・ 審査請求人から口頭意見陳述申立書を收受 ・ 審査請求人から実施機関への質問予定事項を收受
令和3年7月 7日	・ 審議
令和3年7月30日	・ 審査請求人による口頭意見陳述 （口頭意見陳述要旨の提出あり） ・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
令和3年8月 6日	・ 審査請求人から反論意見書を收受 ・ 審議

第6 審議会の判断

実施機関は、本件処分において、情報の一部を公開しない理由として、公正、円滑な人事の確保に著しい支障を生ずるおそれがあるとして、条例第10条第4号の事由に該当するとしているので検討する。

条例第10条は「実施機関は、次に掲げる情報は公開しないことができる」とし、第4号において「実施機関又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、交渉、争訟、許認可その他実施機関又は国等の事務事業の執行に係る情報で、公開することにより当該事務事業の目的が失われるおそれがあるもの又は当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの」が非開示とする事由として挙げられている。

他方で、条例は、市政に関する市民の知る権利を保障し、市民に説明する責務を全うすることにより、市民の市政参加の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としてい

る（第1条）。

当審議会としては、市民の知る権利及び参政権ないし地方自治の本旨が憲法上の要請であることに鑑みると、同条例の解釈運用にあたっては、あくまで公文書は公開が原則であり、非開示とする事由が認められるかどうかは厳格に検討すべきであると考えます。

当審議会において本件議事録をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分に、事実関係の報告や確認に過ぎない部分、一般論を述べたに過ぎない部分、うきは市議会会議録において同様の内容が既に開示されている部分など、開示しても事業の公正や円滑な執行に著しい支障を生じるおそれがあるとまでは認められない部分が認められた。

そこで、これらの部分については開示が相当であると判断し、第1の結論のとおり判断するものである。

令和3年9月3日

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

別紙 開示すべき部分

1 3う教総第36号関係

令和3年2月4日の議事録のうち、以下の部分。

1ページ目の18行目から21行目まで、28行目の31文字目から29行目まで、2ページ目の非開示とされた部分全て。

令和3年3月2日の議事録のうち、以下の部分。

1ページ目の非開示とされた部分全て、2ページ目の1行目から11行目まで、24行目から27行目まで。

2 3う教総第37号関係

非開示とされた部分全て。

以上